

山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

令和2年2月13日

条例第5号

山形県後期高齢者医療広域連合の会計年度任用職員の育児休業等に関する事項については、山形市職員の育児休業等に関する条例（平成4年山形市条例第1号）の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。